

神港港第 277 号-2  
令和 2 年 12 月 15 日

神戸港港湾審議会  
会長 加藤 恵正 様

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 久元喜造



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の軽易な変更について、貴会の意見を求めます。

# 神戸港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和3年1月

神戸港港湾管理者  
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会
- 令和 元年 6 月 神戸港港湾審議会
- 令和 元年 7 月 交通政策審議会第 76 回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 外郭施設計画	3
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾の再開発	6
(1)利用形態の見直しの検討が必要な区域	6

## 変更理由

1. 新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

埠頭用地	6ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）
	[既設の変更計画]
既設	
埠頭用地	9ha

## 2 外郭施設計画

新港突堤西地区において、概ね 30 年先を見据えた神戸港が目指すべき将来像を示す「神戸港将来構想」や、都心・ウォーターフロントの目指すべき姿を描いた『「港都 神戸」グランドデザイン』において掲げているマリーナ等の利用にあたり、小型船を対象とした港内の静穏度の確保が必要であることから、以下の施設について新たに計画する。

[外郭施設計画]

防波堤（波除）

新港突堤西地区 延長 100m

[新規計画]

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

新港突堤西地区 緑地 1 h a [新規計画]

# 土地造成及び土地利用計画

## 1 土地利用計画

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(15) 15	(17) 17	(5) 5		3			(8) 9	(44) 49

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

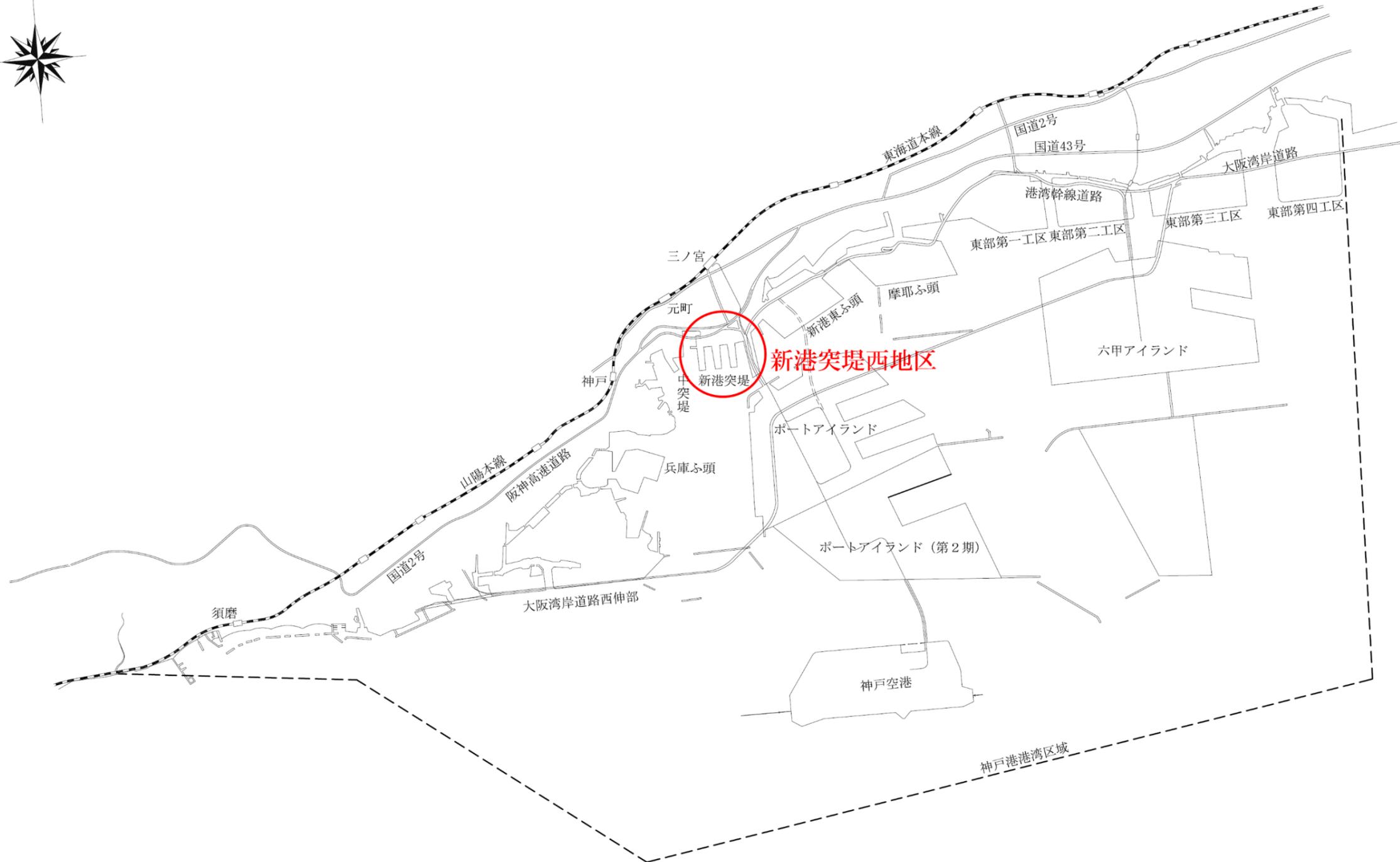
## その他重要事項

### 1 港湾の再開発

#### (1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000

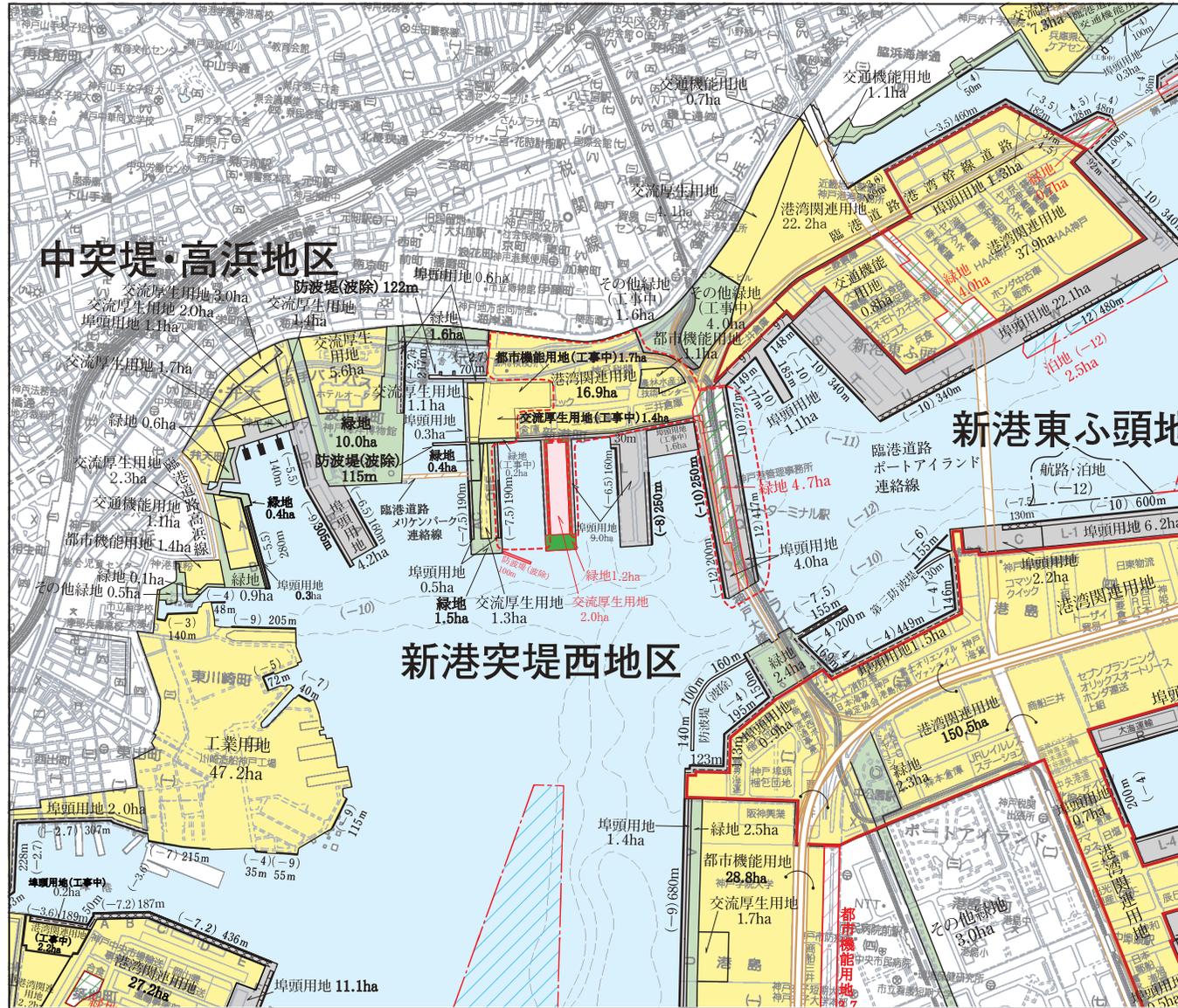


凡 例	
	計画変更箇所

# 神戸港港湾計画図

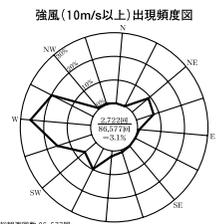
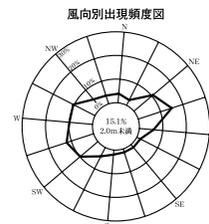
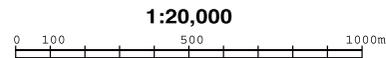
# 神戸港港湾計画図

## 新港突堤西地区



### 凡 例

	航路・泊地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設)
	外郭施設	(今回計画)
	公共岸壁	(既設)
	耐震強化岸壁	(既設)
	公共物資補給岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	小型さん橋	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地	(既定計画)
	緑地(その他緑地)	(今回計画)
	緑地(その他緑地)	(既設及び工事中)
	交通機能用地	(既設及び工事中)
	交通機能用地(臨港道路)	(既定計画)
	交通機能用地(その他道路)	(既設)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	その他の用地	(今回計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	
	効率的な流通業務を特に促進する区域	



注) 観測測回数 86,577回  
10m以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%

観測期間 1987年4月～1998年3月

観測所 中央市島崎町  
計測所 19.1%

注) 観測測回数 86,577回  
10m以上出現回数 2,722回  
出現率 3.1%

観測期間 1987年4月～1998年3月

観測所 中央市島崎町  
計測所 19.1%

# 神戸港港湾計画資料(案)

— 軽易な変更 —

令和3年1月

神戸港港湾管理者  
神戸市

## 目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 外郭施設計画	4
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	9
3-1 港湾環境整備施設計画	9
4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	11
4-1 土地利用計画	11
5. その他重要事項	12
5-1 港湾の再開発	12
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	12
6. 環境の保全に関する資料	13
7. その他の資料	14
7-1 関係機関との調整	14
7-2 地方港湾審議会委員名簿	15

## 1. 変更理由

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

## 2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

### 2-1 公共埠頭計画

#### (1) 公共埠頭計画の変更箇所

公共埠頭計画の変更箇所は図2-1-1に示すとおり、新港突堤西地区である。

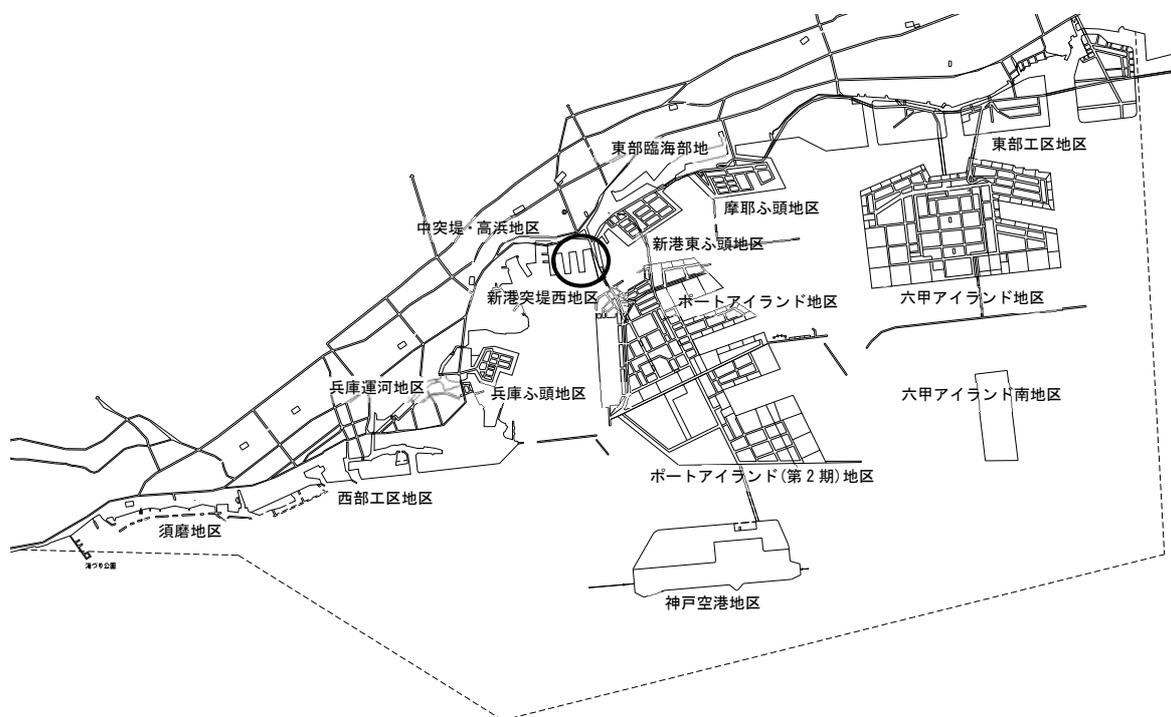


図2-1-1 公共埠頭変更箇所位置図

(2) 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

表 2-1-1 変更後の公共埠頭計画

地区	種類	内容	面積 (ha)
新港突堤西地区	埠頭用地 (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	既設の変更計画	5.5

表 2-1-2 変更前の公共埠頭計画

地区	種類	面積 (ha)
新港突堤西地区	埠頭用地 (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	8.7



図 2-1-2 新港突堤西地区埠頭用地位置図 (公共埠頭計画)

## 2-2 外郭施設計画

### (1) 外郭施設計画の必要性

新港第1～2突堤間の水域利用については、平成29年7月に策定した、概ね30年先を見据え、神戸港が目指すべき将来像を示す「神戸港将来構想」や、都心・ウォーターフロントエリアの目指す姿を描いた『「港都 神戸」グランドデザイン』において、マリーナや水上レストラン、マリンスポーツ等の利用を掲げている。これらマリーナ等の利用にあたっては、小型船を対象とした静穏度の確保が必要であることから、防波堤を新たに整備し、静穏度の向上を図る。

### (2) 今回計画する外郭施設計画の規模及び配置

今回計画する外郭施設の規模及び配置とその考え方は表2-2-1に示すとおりである。また、位置図は図2-2-1のとおりである。

表2-2-1 今回計画する外郭施設の規模及び配置

地区名	施設の規模	施設の規模及び配置の考え方
新港突堤西地区	防波堤（波除）100m	新港第1～2突堤間水域において静穏度の目標値を満足するように防波堤を配置する。

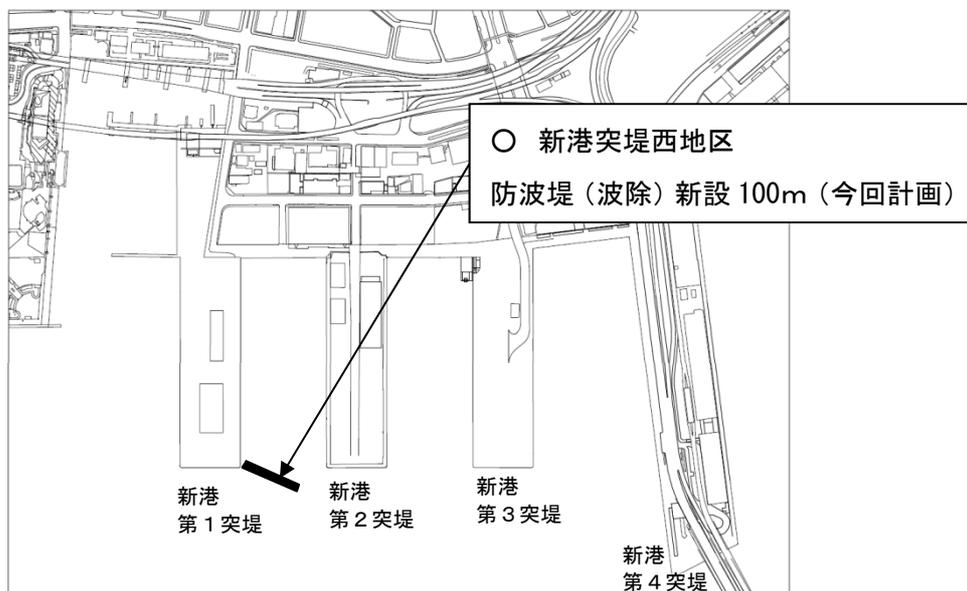


図 2 - 2 - 1 今回計画する外郭施設の位置図

(3) 静穏度の検討

1) 静穏度の目標値

静穏度の目標値は表 2-2-2 に示すとおりである。また、静穏度検討の条件となる沖波の波向別波高発生度数頻度は表 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-2 静穏度の目標値

区分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m	97.5%
異常時	0.5m	—

表 2-2-3 波向別波高発生度数頻度 (5 箇年※)

波高(m)	波向															合計	
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW		N
4.01 -									2 (0.0)								2 (0.0)
3.51 - 4.00									8 (0.0)								8 (0.0)
3.01 - 3.50									10 (0.0)								10 (0.0)
2.51 - 3.00								2 (0.0)	8 (0.0)								10 (0.0)
2.01 - 2.50					1 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	34 (0.0)	2 (0.0)							41 (0.0)
1.76 - 2.00					2 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)		74 (0.1)	2 (0.0)							80 (0.1)
1.51 - 1.75				1 (0.0)	2 (0.0)		1 (0.0)	1 (0.0)	206 (0.2)		9 (0.0)						220 (0.2)
1.26 - 1.50				3 (0.0)	13 (0.0)	3 (0.0)			347 (0.3)	13 (0.0)	18 (0.0)					5 (0.0)	402 (0.3)
1.01 - 1.25	6 (0.0)			84 (0.1)	34 (0.0)	5 (0.0)	4 (0.0)	1 (0.0)	796 (0.6)	29 (0.0)	131 (0.1)	34 (0.0)				9 (0.0)	1133 (0.9)
0.76 - 1.00	11 (0.0)	10 (0.0)	43 (0.0)	290 (0.2)	33 (0.0)	22 (0.0)	14 (0.0)	42 (0.0)	2024 (1.5)	180 (0.1)	485 (0.4)	540 (0.4)			1 (0.0)	4 (0.0)	3699 (2.8)
0.51 - 0.75	8 (0.0)	21 (0.0)	467 (0.4)	1026 (0.8)	146 (0.1)	40 (0.0)	107 (0.1)	419 (0.3)	5850 (4.5)	1291 (1.0)	1385 (1.1)	2853 (2.2)	81 (0.1)	41 (0.0)	10 (0.0)		13745 (10.4)
0.26 - 0.50	1573 (1.2)	1482 (1.1)	6813 (5.2)	11297 (8.6)	2250 (1.7)	1102 (0.8)	1052 (0.8)	1565 (1.2)	10688 (8.1)	10309 (7.8)	7635 (5.8)	10252 (7.8)	3620 (2.8)	2060 (1.6)	2349 (1.8)	2707 (2.1)	76754 (58.4)
合計	1598 (1.2)	1513 (1.1)	7323 (5.6)	12701 (9.7)	2481 (1.9)	1174 (0.9)	1181 (0.9)	2031 (1.5)	20047 (15.2)	11826 (9.0)	9663 (7.3)	13679 (10.4)	3701 (2.8)	2101 (1.6)	2360 (1.8)	2725 (2.1)	96104 (73.1)
	静穏 (波高25cm以下)																35368 (26.9)
	合計 (測得率 100.0%)																131472 (100.0)

※H26.4~H31.3

2) 検討対象水域

検討対象の水域は図 2-2-2 のとおり、新港第 1 突堤と第 2 突堤に挟まれた水域とした (奥行: 約 350m、幅: 約 140m)。

また、検討対象水域を、奥から区間 1 (長さ 150m)、区間 2 (長さ 100m)、区間 3 (長さ 100m) に分けて検討する。

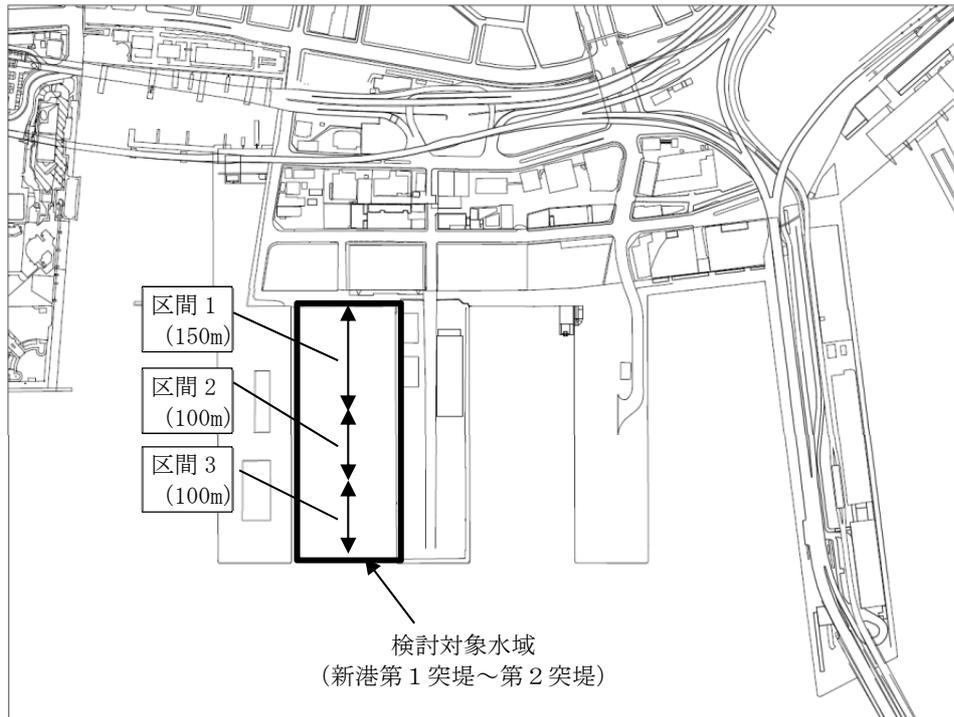


図 2 - 2 - 2 静穏度の検討対象水域

### 3) 検討潮位

静穏度検討における通常時、異常時それぞれの潮位については、表 2 - 2 - 4 に示すとおりである。

通常時は M. S. L. とし、異常時については、H. H. W. L. では当該地周辺において岸壁や護岸が冠水することにより、反射率などの算定条件が冠水していない場合と異なることから、H. H. W. L. および冠水しない H. W. L. の 2 ケースで検討した。

表 2 - 2 - 4 潮位と基準面との関係

	潮位	K.P.基準[m]
異常時	H.H.W.L.	3.700
	H.W.L.	1.700
通常時	M.S.L.	1.000
	L.W.L.	0.000

4) 通常時における静穏度

通常時における検討対象水域での静穏度については、波高 30cm 以下の出現率 97.5%が今回計画における目標であり、表 2-2-5 に示すとおり、目標を達成している。

表 2-2-5 通常時の稼働率

		M. S. L.		
		区間 1	区間 2	区間 3
波高 0.3m以下の 出現率 (%)	現況	98.59	97.06	97.37
	今回計画	99.40	98.96	99.32

5) 異常時における静穏度

異常時における検討対象水域での静穏度については、波高 50cm未満が今回計画における目標値となっており、表 2-2-6 に示すとおり、目標を達成している。

表 2-2-6 異常時の波高

		H. H. W. L.			H. W. L.		
		区間 1	区間 2	区間 3	区間 1	区間 2	区間 3
波高 (m)	現況	0.80	0.91	1.14	0.77	0.89	1.09
	今回計画	0.47	0.48	0.40	0.47	0.48	0.40

### 3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を計画する。

表 3 - 1 - 1 港湾環境整備施設計画

地区	番号	名称	面積 (ha)	種類	備考
新港突堤 西地区	①	新港第 1 突堤緑地	1.5	定期船発 着所緑地	既設
	②	新港第 4 突堤緑地	4.7	定期船発 着所緑地	既定計画
	③	新港突堤基部緑地	0.2	親水緑地	工事中
	④	新港第 2 突堤緑地	1.2	親水緑地	新規
中突堤・高浜 地区	⑤	新港第 1 突堤緑地	0.4	定期船発 着所緑地	既設

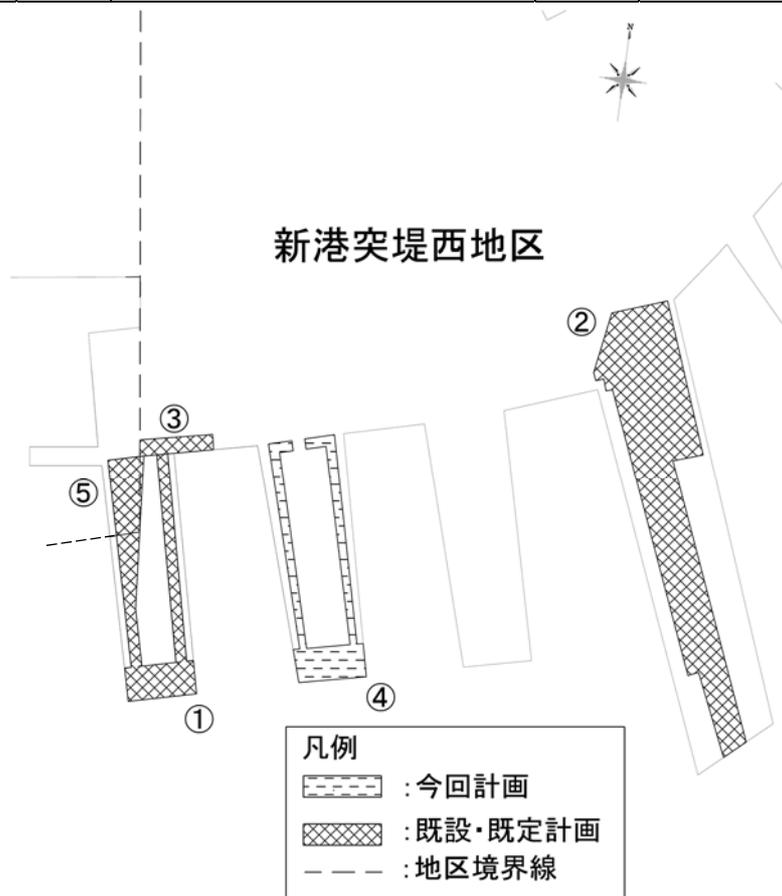


図 3 - 1 - 1 新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区緑地位置図

## 4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

### 4-1 土地利用計画

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

表 4-1-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(15.1)	(16.9)	(4.7)					(7.6)	(44.3)
	15.1	16.9	4.7		2.8			9.2	48.7

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 4-1-2 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(18.3)	(16.9)	(2.7)					(6.4)	(44.3)
	18.3	16.9	2.7		2.8			8.0	48.7

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

## 5. その他重要事項

### 5-1 港湾の再開発

#### (1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

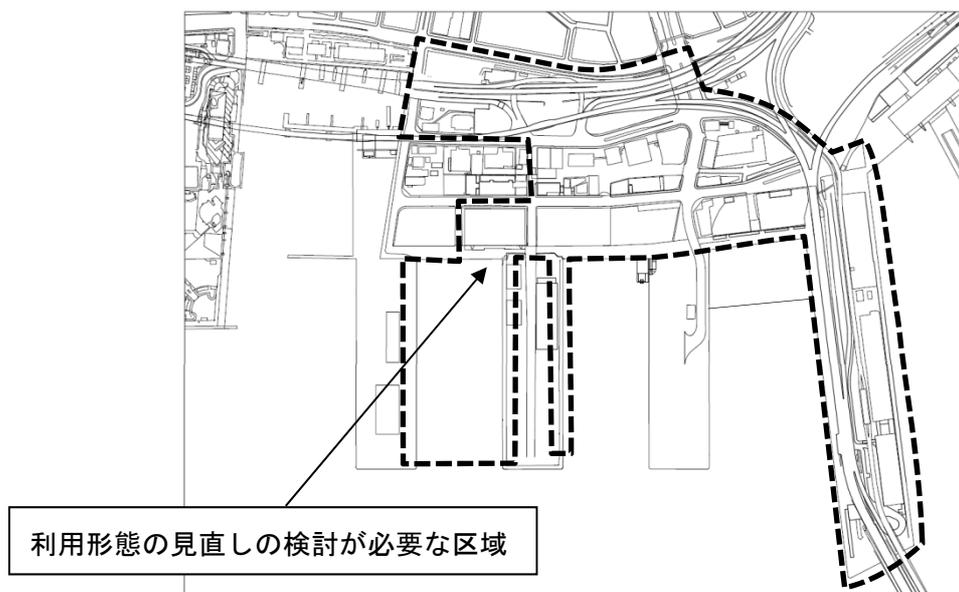


図 5 - 1 - 1 変更後の利用形態の見直しの検討が必要な区域

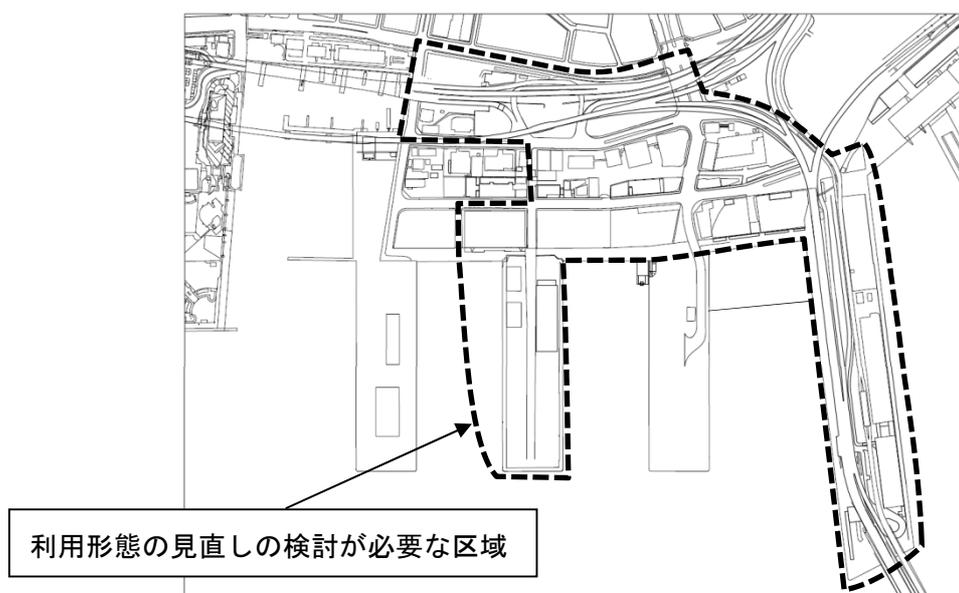


図 5 - 1 - 2 変更前の利用形態の見直しの検討が必要な区域

## 6. 環境の保全に関する資料

新港突堤西地区について、港湾物流に資する土地から賑わいに資する土地へ利用を転換するが、新たな負荷は少ないことから、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、工法、工期について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

## 7. その他の資料

### 7-1 関係機関との調整

別紙参照

## 7-2 地方港湾審議会委員名簿

### 神戸港港湾審議会 計画部会委員名簿

順不同

区 分	氏 名	役 職 名	備考
部会長	竹 林 幹 雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
委 員	古 莊 雅 生	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	
	山 縣 宣 彦	一般財団法人みなと総合研究財団理事長	
	山下てんせい	神戸市会議員	
	門 田 ま ゆ み	神戸市会議員	
	木 戸 貴 文	オンラインネットワーク・エキスプレスジャパン株式会社代表取締役社長執行役員	
	浦 隆 幸	全日本海員組合関西地方支部長	
	溝 口 宏 樹	近畿地方整備局長	
	加 瀬 和 浩	阪神港長	

# 関係機関との調整



環環都第 1154 号  
令和 3 年 1 月 13 日

港湾局長 辻 英之 様

環境局長 福本 富夫

神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和 3 年 1 月 5 日付け神港港第 251 号-2 にて協議のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見なし。

五神航第605号

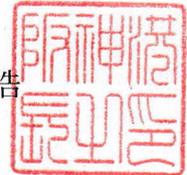
令和3年1月27日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 殿

阪神港長

加瀬 和浩



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和3年1月5日付け、神港技計第251号による協議について、外郭施設計画〔新規計画〕以外の変更計画については、意見はありません。

なお、上記外郭施設計画〔新規計画〕については、以下のとおり申し入れます。

記

1 外郭施設計画〔新規計画〕

この度の港湾計画（軽易な変更）について外郭施設計画として波除防波堤を整備する計画となっており、これは新港突堤西地区においてマリーナ等の水域利用が想定されるところです。

御承知のとおり、阪神港神戸区（神戸港）においては、旅客フェリー、貨物船、交通船などの多種多様な船舶の利用、往来がありますが、特にマリーナを整備した場合、当該マリーナを基点としたプレジャーボート、ヨット等が遊走、帆走等することで、新港内のみならず神戸港内及び港付近海域における競合により海域利用関係者とのトラブル及び事故の発生など船舶交通上の課題が懸念されます。

つきましては、港湾管理者である貴職において、海事、港湾、漁業、その他の地元関係者間の調整を行うとともに、事前に船舶交通への影響、安全対

策及び遊走にかかるゾーニング設定等を検討したうえで、マリーナ整備の可否を判断願います。またその際は、事前に港長へ相談のうえ協議をお願いします。

なお、新波除防波堤の内側に留まる水上レストラン、マリンスポーツの利用計画であって、付近船舶交通に影響を及ぼさない事業を妨げるものでないことを申し添えます。

## 2 防波堤建設に伴う航行安全対策

新港第一突堤先端部に外郭施設として新たに整備される波除防波堤の建設工事にあたっては、船舶交通の安全を確保するため所要の安全対策を検討のうえ、事前に協議願います。